

議題：適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等

関係規定	現行条例	改正法
		第 6 条、第 7 条
現行・改正の比較	規定が変わる	新規
	・従事者の義務など	・漏えい等の報告等
施行条例への規定の可否	・内部管理等に係る規律について、条例で規定することも考えられる。	

〈項目と論点〉

1 適正管理のための体制

- ① 講じるべき「安全管理のための必要かつ適切な措置」の具体的な内容
- ② 「個人情報保護責任者」等の設置に係る条例の規定の要否

2 委託等に伴う措置、従事者の義務

- ① 指定管理や委託（再委託を含む。）による事業の従事者及び行政機関等における派遣労働者の義務が改正法に明記される。

3 漏えい等への対応

- ① 漏えい等について、新たに個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられること。

〈考え方（案）〉

1 適正管理のための体制

- ① 各階層を対象とした研修の実施に取り組む。
- ② 個人情報の適正な管理のための責任体制を明確にするため、「個人情報保護責任者」等の設置を施行条例に規定することが考えられる。一方、改正法に規定される「講じるべき安全管理のための必要かつ適切な措置」については、現行どおり要綱に定めるという方法もある。

2 委託等に伴う措置、従事者の義務

引き続き、委託契約書等における個人情報保護の遵守の明記、履行状況の確認などを徹底する必要がある。

3 漏えい等への対応

現行の「事案の報告及び再発防止措置」をアップデート等し、個人情報保護委員会への報告について制度所管課を窓口とする体制を整備するとともに、新たに義務付けられる報告や通知の趣旨等を庁内にしっかり周知していく。

まとめ（主な意見等）

〈「1 適正管理のための体制」について〉

- ② 細かな変更柔軟に対応するため、可能な限り規則や要綱において定めることに異論はない。

〈「3 漏えい等への対応」について〉

委員会への報告が必要な事態は改正法や規則で定められているが、具体的な事案がそれらに該当するのかを判断するセクションは一元化すべきである。